

社 団 法 人 日 本 ト ラ イ ア ス ロ ン 連 合

選 手 規 定

(選手登録)

第1条 選手は、社団法人日本トライアスロン連合（以下本会）という）細則第3章 [会員] の定めるところにより、本会の登録を行わなければならない。

2 . 本会に登録されている選手に限り本会が公認する競技会（以下公式大会という）に出場することができ、未登録の選手を公式大会に出場させてはならない。

(重複登録の禁止)

第2条 選手は、2つ以上の加盟団体へ同一登録年度に登録することはできない。

(登録区分)

第3条 本会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1)アマチュア選手
- (2)アマチュア以外の選手

(アマチュア選手)

第4条 アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなく、競技する者をいう。

(アマチュア以外の選手の遵守義務)

第5条 アマチュア以外の選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 満20歳以上で、かつ、本会の加盟団体に所属し、本会の認定を受けること
- (2) 本会及び選手の所属する加盟団体が広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること
- (3) 国内・国外を問わず、本会主催・共催以外の試合に出場する場合は、事前に本会の承認を得ること
- (4) 大会の会場において本会または加盟団体の承認なしに広告・宣伝活動を行わないこと

(代理人等)

第6条 選手は、選手契約に関し、弁護士、本会の選手代理人以外の者を代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であるとを問わず、一切関与させてはならない。

(選手登録の方法)

第7条 本会への登録は、アマチュア選手、アマチュア以外の選手のいずれも加盟団体が行う。

2. アマチュア以外の選手の登録は選手登録区分申請書により、直接本会に行う。
3. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

(登録有効期間)

第8条 前条に基づく登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。

2. 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 登録選手は登録申請を行った加盟団体の管轄地域外に転居した場合には、登録申請を行った加盟団体を通じて転居先の加盟団体に通知されなければならない。

(登録区分変更)

第9条 選手登録区分変更を希望する選手は、加盟団体経由で選手登録区分変更申請書により本会に申請するものとし、本会は受け付けた申請を前2条に従って処理する。

2. アマチュア選手への選手登録区分の変更は、選手1名につき1回に限るものとする。

(資格認定等の原則)

第10条 選手の資格認定及び区分変更認定は、総務委員会の諮問に基づき理事会において決定する。

(外国籍の選手)

第11条 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)も、本会に登録する場合、本規定の適用を受けるものとする。

附 則

1. この規定は平成11年7月22日より施行する。